

発電側課金に関する既存契約見直し指針(案)

2021年〇月〇日

1. 本指針の目的

我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再生可能エネルギーの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている。

こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制するには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、送配電関連設備からの受益に応じた公平かつ適切な費用負担を実現するとともに、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要である。また、託送料金を最大限抑制しつつも、質の高い電力供給を維持し、再生可能エネルギーの導入拡大等の新たな課題にも対応していくための必要な投資がなされるよう、送配電網の維持・運用費用の回収の確実性を確保することも求められる。

これらの課題に対応するため、系統利用者である発電者に対し、送配電関連費用に与える影響(受益)に応じた負担を新たに求める発電側課金を導入することが2018年7月に閣議決定された¹。

具体的には、送配電関連設備は最大潮流(kW)を踏まえて整備・維持・運用されるものであること、基幹送電線利用ルールの抜本見直しを踏まえると、今後、基幹系統の設備形成は、設備の利用状況(kWh)も考慮した費用便益評価に基づいて行われること等から、契約kW及び発電電力量kWhに応じて課金することとした。

これにより、送配電関連設備からの受益に応じた公平かつ適切な費用負担を実現するとともに、送配電関連設備の効率的な利用が促されると考えられ

¹ 「第5次エネルギー基本計画」(2018年7月閣議決定)には、以下のように記載されている。

第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応

第2節 3. 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

(4) 系統制約の克服、調整力の確保

② ネットワークコスト改革等による系統増強への対応

(前略) 発電設備設置者もネットワークコストを意識した事業展開を行うためのインセンティブ・選択枝を確保する。具体的には、既に導入済みの系統増強における一部特定負担方式に加え、発電側課金等を導入するとともに、一般負担上限の見直しを行う等、系統を効率的に活用するための仕組みを導入する。

る。加えて、送配電網の維持・運用費用の回収の確実性も高まることから、再生可能エネルギーの導入拡大等にも資することが期待される。

この発電側課金は、託送料金の原価総額を変えないことを前提として導入するものであるため、発電者にとっては新たな費用負担となる一方で、小売電気事業者が負担する需要側の託送料金はその分減額されることとなる。したがって、発電者及び小売電気事業者の間で締結された既存の相対契約（以下「既存契約」という。）についても、事業者間の協議を通じて、適切に見直されることが望ましい。

このため、本指針においては、事業者間の協議の円滑化を図る観点から、既存契約の見直し協議に際しての基本的な考え方を示すとともに、その考え方をベースとして、事業者が誠実かつ適切に協議を行うことを求めることとする。

2. 契約見直しの必要性

先に述べたように、送配電関連設備からの受益に応じた公平かつ適切な費用負担を実現し、送配電関連設備の効率的な利用を促すとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や安定供給のために必要となる送配電投資を促していくことを目的として、発電側課金を導入することとなった。この発電側課金は、発電者にとって新たな費用負担となる一方で、小売電気事業者が負担する需要側の託送料金はその分減額されることとなる。このため、発電側課金は、市場や当事者間の交渉の中で、発電者から小売電気事業者に適切に転嫁されることが想定される。

しかしながら、既存契約については、契約の見直しにより卸料金（発電・小売間の取引価格）が変更されなければ、制度変更に伴う費用負担を発電者が一方的に負わされることとなる。したがって、発電者及び小売電気事業者は、発電側課金が導入されるまでの間に²、既存契約の見直しに向けて、誠実かつ適切に協議を行うことが求められる³。

3. 基本的な考え方

発電者及び小売電気事業者との間で締結されている既存契約には、基本料金と従量料金を支払う二部料金制となっているもの、従量料金のみを支払うもの等様々な契約形態が存在するが⁴、いずれの契約形態においても、発電

² 2023年度に発電側課金を導入することを目指すとされているところ、その1年前には協議を開始することが望ましい。

³ 既存契約はもとより、発電者と小売電気事業者間の新規の相対契約においても、発電側課金にかかる負担を勘案し、誠実かつ適切に協議を行うことが求められる。

⁴ その他、基本料金と燃料費を除く従量料金のみを支払い電気を買い取る事業者が発電用

側課金が小売電気事業者に適切に転嫁されるよう、本指針の基本的な考え方に則って、事業者間で誠実かつ適切に既存契約の見直しに向けた協議が行われることが望ましい⁵。

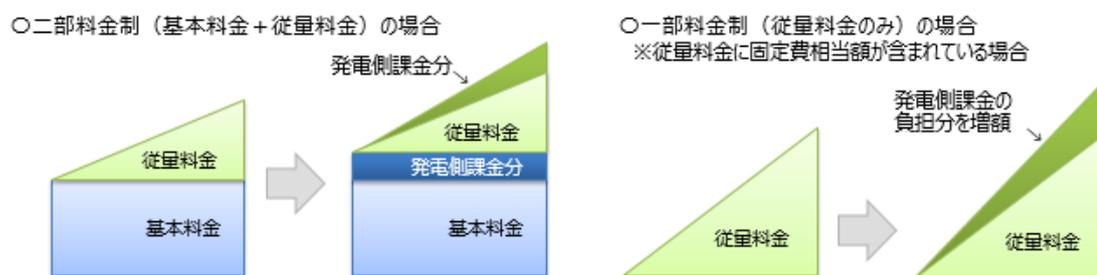
具体的には、発電側課金の制度趣旨を踏まえ、以下の考え方に沿って協議することが求められる。

- ・ 契約当事者は、各当事者が試算した発電者における発電側課金の増額想定分⁶や小売電気事業者が負担する託送料金の減額想定分等の情報を適切に共有し⁷、公平を旨として協議を行い、既存契約に基づく卸料金（発電・小売間の取引価格）を見直す⁸。
- ・ 特に、小売電気事業者における需要側託送料金の減額分については、発電側課金の制度趣旨を踏まえると、卸料金（発電・小売間の取引価格）の引き上げに充当されるべきである。また、小売電気事業者においては、転嫁に関わる情報を発電者に明らかにするとともに、詳細に説明を行うことが望ましい。

燃料を自ら調達し発電所に供給するトーリング契約等が存在する。

- 5 この基本的な考え方は、電源種にかかわらず相対契約を締結している全ての電源に適用される。例えば、制度上調達価格が固定されている FIT 電源についても、その調達価格とは別に価格を上乗せすることで転嫁することが考えられる。
- 6 発電側課金の増額想定分は、発電側課金の kW 単価に発電側課金の対象kW（需要側の託送契約 kW を上回る発電側の逆潮 kW）を乗じた額と発電側課金の kWh 単価に想定発電電力量を乗じた額の和が基本となる。
- 7 その他の情報としては、例えば、小売電気事業者が複数の発電者から電気を調達している場合において、託送料金の減額想定分をどのように按分するかの方や発電事業者が複数の小売電気事業者へ電気を供給している場合において、発電側課金の算定に必要な契約内容を示すことが考えられる。
- 8 発電側課金の導入に伴う既存契約に基づく卸料金（発電・小売間の取引価格）の変更は、事業者間の協議により、基本料金（kW 単位）で行うことも、従量料金（kWh 単位）で行うことも想定される。

<既存相対契約に基づく取引価格を見直す場合のイメージ>



- 9 実務上どのように発電側課金を転嫁するかについても事業者間で協議が必要。例えば、①既存契約に基づく卸料金（発電・小売間の取引価格）を発電側課金の負担分を上乗せした価格に変更する、②既存契約に基づく卸料金（発電・小売間の取引価格）は変えず、別途、発電側課金の負担分を小売電気事業者から発電者に支払うという方法等が考えられる。

- ・ なお、発電側課金については、その他の市場（容量市場等）からの回収も想定される。事業者間の協議においては、必要に応じて、それらの市場からの回収見込みに関する情報を併せて考慮することもあり得る。

4. 既存契約の見直しに関連する紛争解決の利用

既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができる。

以上